

人材紹介業の運営に関する規定

第1 求人

- 1 当社は、いかなる求人の申込みについてもこれを受理いたします。但し、その申込み内容が法令に違反する場合や、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には、受理することができません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来社されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来社できないときは、郵便、電話、又は電子メールでも差しつかえありません。
- 3 求人の申込みの際は、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。但し、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求職

- 1 当社では、いかなる求職の申込みについてもこれを受理いたします。但しその申込み内容が法令に違反する場合には受理することができません。
- 2 求職のお申込みは、当社 Web サイト等により事前予約の上、原則ご本人様に直接ご来社いただき所定の手続きをさせていただきます。

第3 紹介

- 1 求職者には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことが出来るよう支援いたします。
- 2 求人者には、そのご希望に適合する求職者を紹介できるよう支援いたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。但し、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業封鎖の行われている間は求人者に、紹介をいたしません。
- 5 就職が決定しましたら求人者から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合には、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から当社に対して、その報告をしてください。また、紹介されたのにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してください。
- 3 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切いたしません。
- 5 当社の取扱職種等の範囲等は、全職種です。
- 6 当社の業務の運営に関する規定は、以上の通りであります。当社の業務は、全て職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不明な点については当社担当者までお問合せください。

「人材紹介に関する手数料等」(別表)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	手数料及び負担者：無し とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100%を限度 として申し受けます。 手数料負担：求人者 とします。
特定の条件による特別な求職者の開拓やそのための調査・探索	着 手 金：100 万円 活動 1 日当たり - 円とします。 成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100%を限度 として申し受けます。 手数料負担：求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	手数料及び負担者：無し とします。
手数料(成功報酬)の返戻金制度	手数料返戻金制度：あり 本人の責により雇用契約を終了した時は以下の通り手数料を返戻いたします。 1ヶ月未満の終了：手数料の 80% 3ヶ月未満の終了：手数料の 50%

※上記手数料には消費税が含まれておりませんので別途申し受けます。

令和 5 年 9 月 8 日

許 可 番 号：13-ユ-010273
事業所の名称：株式会社スタッフアイ